

平成28年第20回経済財政諮問会議

「統計改革の推進について」

平成28年12月7日
山本臨時議員 提出資料

「EBPMのニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会」における整理（その1）

- ✓ 経済統計の最終的なユーザーである国民のニーズ・要請を、迅速かつ的確に反映する視点やそのための体制が不十分。政府の政策立案部門からのニーズ・要請についても同様であって、これが「証拠に基づく政策立案（EBPM, evidence-based policy making）」の展開を妨げている。
- ✓ 93SNA以来、EUなどで生産面を中心に置いたGDP統計に移行する動きがあるが、日本では、生産面重視のGDP統計作成の取組が必要との指摘があっても、実際の作成取組や外部検証に足る情報の公表がされていない。
- ✓ GDP統計において必要となるデフレーターを作成方法について、情報公開が充分でなく、外部から検証することが難しい。
- ✓ サービス経済化の進展によって重要性が高まったサービス分野の統計を始めとして、各経済分野に関する一次統計が十分に整備されていない。

「EBPMのニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会」における整理（その2）

- ✓ 産業別生産性上昇率が作成されていないことから、これを用いた基礎研究が行えず、また、我が国の分権化された統計作成体制の下で、用いられる各統計の正確性・信頼性・整合性を診断することも困難。
- ✓ EBPMの実施に際して、①データがそもそも収集されていない、②収集されているが技術的に使えない、③技術的には使えるがアクセスできない、④アクセスできるのに利用されていない、の4類型の具体例が存在。
- ✓ 学術研究の必要など、統計法の要件を満たしている案件で調査票情報の活用を求めてきた場合に、「調査票」の定義や管理責任が曖昧であるために要請に応じられない例がある。
- ✓ 統計作成における行政情報の活用として、税務情報等の活用の取組がなされたとのことだが、取組は統計作成部門内での作業に終始し、十分検証されていない。

「証拠に基づく政策立案（EBPM）」を推進する行政改革の立場から、それに資する**抜本的な統計改革、一体的な統計システムの整備**を促進する必要。
政治主導で統計改革を進めることが重要であり、**総理の下、関係閣僚等で構成**する統計改革推進会議（仮称）を設けるべき。

イメージ

統計改革推進会議（仮称）

関係閣僚（※） + 有識者

〔※ 例えば、内閣官房長官、行政改革担当大臣、
経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣〕

事務局

【統計改革に取り組む
各省の後押し・調整】

【政治主導の改革方針】

- ・ 改革の大きな方向性を指し示し、取組を「後押し」する
- ・ 改革の進捗状況をチェックする
- ・ 必要があれば横断的に指令を出す

※ 具体的な取組を行うのは、関係する統計行政部門（「屋上屋」にはしない。）

※ 個別統計の審査等統計法の定める事項は、統計委員会が調査審議

【推進会議において当面取り組むべき課題（案）】

- (1) 「証拠に基づく政策立案（EBPM）」を各省の施策に確実に反映させるための方策
- (2) GDP統計を現在の支出中心から、世界の潮流である「生産」中心に移すための方策
- (3) GDP統計で欠けている「サービス部門統計」の充実策
- (4) 各産業別のデフレーター、産業別生産性上昇率の正確な計測
- (5) GDP統計を改善するために、新規で必要となる統計の明示
- (6) 各種統計を日本全体の体系的システムとして再構成するための方策
- (7) 民間からの統計利活用の要請に応ずるための方策
- (8) 民間統計の活用策
- (9) 行政記録情報・業務統計等の利活用策
- (10) 統計の作成・利活用の専門家の人材育成
- (11) 各省統計作成部門の人員、予算等についての検討
- (12) 海外統計部門の在り方と日本との比較・評価